

氏 名	さくら い やす と 櫻 井 康 人
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 201 号
学位授与の日付	平 成 14 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	前期エルサレム王国の構造 ——ブルジョワ・騎士修道会・高位聖職者——

論文調査委員 (主 査)
教 授 服 部 良 久 教 授 谷 川 稔 教 授 南 川 高 志

論 文 内 容 の 要 旨

19世紀から20世紀初頭にかけての十字軍関連史料の編纂作業は、学問としての十字軍史研究の発展に大きな貢献をなした。その結果、十字軍理念史研究と十字軍国家史研究（主にエルサレム王国史研究）という二つの潮流が、十字軍史研究分野の中に生まれることとなった。しかし近年の状況を見ると、前者が、十字軍説教研究・後期十字軍研究・十字軍士家系研究といった多角面からの考察により、ますます充実しているのに対し、後者は1980年代を最後に議論が停滞しているのである。その原因は、西欧封建制との比較史的観点から発した従来のエルサレム王国史研究が、国王・貴族関係を軸とした国制史に対象を限定し、封建主従関係には含まれない要素、即ち封建外要素を十分に考慮してこなかったことにある。しかし、慢性的臨戦態勢・恒常的人力不足・極端な都市立脚型社会というエルサレム王国が持つ特殊性を念頭に置くと、西欧封建制との比較に基づく国王・貴族関係のみの考察からでは、王国構造の実態を明らかにするには不十分であると考えられる。何故ならば、王国は、確かに封建主従関係を主幹とする「封建王国」であったが、同時に圧倒的多数の異教徒に囲まれた状況で、全てのキリスト教徒を含めた「聖地防衛国家」という側面も兼ね備えていたからである。本論文は「封建王国」と「聖地防衛国家」という王国の持つ二面性に留意しつつ、従来の研究では看過されてきたブルジョワ・騎士修道会・高位聖職者という封建外要素を王国構造の中に位置づけることによって、王国の全体構造を明らかにしていくことを目的とする。なお本論文は、エルサレムをはじめとする王国領土のほとんどが失われる契機となったハッティーンの戦い（1187年）までの、いわゆる前期エルサレム王国期に考察時期を限定した。

第1部では、王領都市エルサレムにおける非貴族キリスト教徒の総称であるブルジョワを考察対象とする。従来の研究は、ブルジョワに関する問題を管轄する機関としてのクール・デ・ブルジョワの像を、13世紀の法書から導き出していた。そこには、クール・デ・ブルジョワがゴドフロワ・ド・ブイヨンによって創設されたことと、その構成員が「副伯と12人の陪審」であったことが記されていた。証書史料をもふまえたJ・プラワーは、クール・デ・ブルジョワの成立期を再検討し、その萌芽を1120年代、完成を1140年代としたが、法書に示された像そのものを否定することはなかった。これに対し本論文は、証書史料を網羅的に分析することにより、法書から離れてクール・デ・ブルジョワとその構成員の実態を明らかにしようとし、以下の点を確認した。第一に、クール・デ・ブルジョワの議長は副伯ではなかったことである。確かに1130年代までは副伯の存在が認められるものの、それ以降の都市行政に関する証書には副伯の存在を確認することができなかった。第二に、都市行政の中核が陪審に限定されなかったこと、そのかわりに都市行政は経済的富裕者（主に金細工師）や国王・エルサレム総大司教の家政役人を核とする「ブルジョワ・エリート」とも呼ぶべき、有力な非貴族的都市住民によって運営されていたことである。彼等の一部は、決して騎士化することはなかったものの、国王の側近的存在としてその活動領域を都市外に広がっていたことも確認される。

以上よりエルサレム王国では、都市行政や国王側近としてブルジョワが社会的に上昇し易かったとも考えられるが、このことの背景として、王国には恒常的な人力不足という現実があったことを考慮しなければならない。騎士階級である副伯は

戦士として国王に従軍せねばならず、慢性的な臨戦態勢下にある王国では副伯による都市行政は効率的ではなかったのである。むしろ、従軍せずに都市内に留まるがゆえに、都市防衛という重要な役割を担うブルジョワこそが都市行政の中心となることが、現実的な都市統治のありかたであったと考えられる。エルサレム王国では西欧諸国と異なり、ブルジョワは、市外へ従軍して実際に異教徒と戦う戦士貴族である騎士階級からは明確に区別され、国王家政役人と化した上層ブルジョワも騎士階級になることはなかった。この意味で、ブルジョワによる都市・王国行政は、「聖地防衛国家」としての王国が生み出した現実への対応策だったのである。

第2部では騎士修道会を考察対象とする。まず従来研究上の争点となってきた聖ヨハネ騎士修道会の成立、すなわち修道会の騎士修道会化の要因とその時期を証書史料によって明らかにし、聖ヨハネ騎士修道会がいかにして国王軍に編入されていったのかを解明する。聖ヨハネ騎士修道会はいわゆる三大騎士修道会の一つとして一般に認識されているが、教皇によるその承認はあくまでも *Xenodochium* (病院・宿坊) としてであり、「騎士修道会」としての承認を示す史料は現存しない。また、史料上 *Hospitalli* と表記されることが多く、それは「修道会」を示すのか「騎士修道会」を示すのかが不明であるため、従来の研究者達は聖ヨハネ修道会の「騎士修道会化」を一つの焦点として諸説を展開してきた。彼等の問題関心は、主に「騎士修道会化」の原因と時期に二分される。前者に関しては、テンプル騎士修道会の影響、スペインでの実戦経験の影響や慈善活動の延長等の見解が提示されている。後者に関しては、コネタブルの登場する1120年代半ば、「騎士であり聖ヨハネ修道士」 *miles et frater hospitalis* という表現が史料中に確認される1140年代後半、或いは南部重要拠点ベトジブランが同修道会に譲渡される1130年代半ばを、その時期とみなす見解等が提示されている。

本論文では従来の諸見解の関連づけを試みつつ、聖ヨハネ修道会の「騎士修道会化」を段階的移行の中で捉え直し、併せてその「騎士修道会化」が王国にとってもつ意味を明らかにした。そして主に証書史料を用いた分析の結果、1125年までには同修道会内に芽生えていた「騎士修道会意識」は、1130年代にラテン・シリアの社会に根づいていったこと、1140年代以降テンプル騎士修道会と共に「騎士修道会層」を形成していったこと、同修道会を対外的な攻撃兵力として国王軍に導入したのはアモーリー1世であったことを明らかにした。またこの最後の点については、アモーリー1世はその即位に際して多くの諸侯から反対されていたことから、同王の封建家臣軍召集が困難に直面したこと、この危機への対応策の一つが「リジェス法」の導入であり、もう一つが聖ヨハネ修道会の国王軍への編入であったことを指摘した。

しかし騎士修道会関係者が国王宮廷会議に参加していたのは、1150年代と国王ギー・ド・リュジニャン統治期に限られていたことが、証書史料の分析より明らかとなる。

したがって騎士修道会と国王との関係は、一般には「聖地防衛国家」の側面(軍事)においてのみ密であり、「封建王国」の側面(宮廷会議参加などによる国政への関与)においては粗であったとも考えられる。たしかに聖ヨハネ修道化の場合は、そうであった。しかしテンプル騎士修道会の場合は、とくに1140年代以降、総長となる者の大半が国王家政役人の出自であったことから、同騎士修道会と国王の関係からは「封建王国」と「聖地防衛国家」の相互関連性が確認されるのである。また聖ヨハネ騎士修道会も、「封建王国」から全く分離されていたわけではなく、テンプル騎士修道会と共に国王選出に際して重要な影響力をもちえたことは、ギー・ド・リュジニャンの即位時の状況が示すところである。

第3部では教会と王権の関係について検討する。従来の研究では、G・ドデュが展開した国王戴冠と司教任命による王権と教会の相互抑制作用や、教会の政治権力の有無についての議論に集中し、積極的に教会を王国構造の中に位置づけようとする試みがなされることはほとんどなかった。また、議論の出発点となるドデュの見解自体、史料的根拠が十分ではなく、時期的な変化を考慮に入れてはいない。本論文ではまず王国の教会形成と王権の関与について検討し、続いて従来の研究者が検討してきた国王戴冠、司教任命や教会の政治権力について再検討した上で、教会を王国の統治構造の中に位置づけようと試みる。

先ず王国の教会形成については、通説では王権のイニシアティブの下に行われたとされてきたが、考察の結果、1110年代半ばから1130年代にかけて教会形成に対する国王の積極的な関与は見られなくなることが確認された。そして、一般に国王が持つとされてきた司教任命権に関しても、国王が司教任命に関与したのはエルサレム総大司教とティール大司教には限定され、また時代的にもメリザンド以降に見られるものに過ぎないことが史料より明らかとなる。他方、国王戴冠についても教会はこれを、王権を抑制する手段としたのではなく、むしろそれによって王位継承を正当化し、反対する諸侯に対して

王権を支えていたと考えられる。即ち、国王戴冠と司教任命から明らかとなるのは、とくに王家内部の対立が激化する1130年代以降において、教会が政治闘争の舞台に上がり、王権を支えるという関係が形成されたことであった。

この関連に置いて国王宮廷会議に着目すると、次の二点が明らかとなる。まず一点は、1140年代以降、国王の拠点がエルサレムからアッコンに移動することである。その結果、エルサレム総大司教をはじめとする、エルサレム近郊に位置する高位聖職者達が、国王宮廷会議から脱落し、入れ替わる形でティール大司教が国王宮廷会議への参加頻度を高くしていく。しかし二点目として、1140年代以降、全体的に見ると高位聖職者は国王宮廷会議への参加の頻度を低くしていったことも看過できない。但し、ベツレヘム司教等、王国初期に形成された一部の教会の聖職者達は、国王宮廷会議に参加し続けた。また、1140年代以降は、彼等の活動はむしろ軍事・使節活動という、いわば王国外政の側面で活発化していく。即ち、1140年代を境に、特定の高位聖職者達は王国内政から王国外政へとその活躍の場を転換したのである。とくに使節活動の点において、使節となった俗人を調査すると、彼等が国王と密接な関係にあった者達であることが明らかとなる。同じように特定の聖職者は国政面において、「封建王国」から「聖地防衛国家」へと関係に移しながらも、国王と密接に結び付いていたのである。このように教会は、権力闘争の場では国王を強力に支持し、国政面でも王権を支えていたのであるが、その背景には、国王を統率者とする「聖地防衛国家」の秩序を維持しようとする教会の明確な志向性があった。そもそも聖地防衛を目的として形成され、臨戦態勢におかれたエルサレム王国には、内部秩序の維持は存亡に関わる問題であったが、総大司教を頂点とした教会は、内的統治において王権との相互自立性を明確にしつつも、常に国王を長とする王国の秩序を支える重要な存在であった。

以上のように、建国当初には聖・俗にわたる全ての権限が、唯一の権力・権威であった王権に集中していたが、1110年代半ばから1130年代にかけては教会の権威が確立し、1130年代半ばには都市行政の中核が「ブルジョワ・エリート」に移行し、1140年代には「騎士修道会層」がその形を明確にしていった。それに伴い王権はその権力を分散させ、その影響力の範囲を狭めていったように見える。しかし内政的には、王権は各社会層上層の一部の者達との直接的な、パーソナルな繋がりを維持していた。「聖地防衛国家」の軍事統率者としての王権の役割が、王権を支柱とする秩序維持作用をもっていたことを併せて考えると、「封建王国」が直面する権力分散作用を「聖地防衛国家」としての統合作用が凌駕していたと言えるのである。したがって王国における権力分散と見えるものは、王国が直面する現実に対応するための役割分担であったとも表現できるのである。

論文審査の結果の要旨

十字軍は欧米ではきわめて研究の盛んなテーマであるが、日本の専門研究者は一、二を数えるに留まる。なかでも十字軍が建てた聖地国家、エルサレム王国を研究対象としているのは、日本では論者のみである。近年、十字軍遠征についてはヨーロッパ社会に重点を置いた多様な研究が、新しい成果を生み出しつつあるのにたいし、エルサレム王国研究は停滞気味である。論者によれば、その主たる原因は、従来のエルサレム王国研究が、同時期のヨーロッパ社会をモデルとした「純粋封建制」論によって、国王と貴族の関係を中心とした国制史研究を主眼としてきたからであり、この点は「純粋封建制」を否定する研究者も同様であった。この点に鑑み、封建関係に入らない都市のブルジョワ、豊かな所領を持ち、軍事的にも重要な役割を果たすテンブル、ヨハネの両騎士修道会、そしてエルサレム、アンティオキア両総大司教を中心とする高位聖職者の三つの集団と王権の関係を考察対象としたのは、論者の炯眼である。それによってエルサレム王国の、「封建王国」および「聖地防衛国家」という二重の構造モデルを設定し、ハッティンの戦い（1187年）以前の前期エルサレム王国に関する新しい像を提示し得た点に、本論文の独創性が認められる。今ひとつ特筆すべきは、従来から多用されてきた年代記や書簡にくわえ、国王、諸侯、教会の発給する証書を網羅的に分析することにより、王国の統治構造を人間の日常的な活動形態から明らかにしようとする点である。証書を中心とした研究はすでにS・ティブルが王権と貴族の封主・封臣関係について行っているが、論者は新たに上記の三つのグループに関連するあらゆる証書を渉猟する。その成果は、膨大な表に整理され、今後の同王国研究にとって、それ自体貴重な貢献をなすものであるといえる。

エルサレム王国は圧倒的に都市立脚型国家であり、キリスト教徒は騎士・貴族もエルサレムをはじめとする都市に居住した。さらに1120年以後、史料でブルジョワと総称される貴族以外の様々なキリスト教徒が都市に定住し、法書にはその独自

の会議組織としてクール・デ・ブルジョワが登場する。第一部では論者は、13世紀の法書に「副伯と12人の陪審」よりなると記された、このクール・デ・ブルジョワを12世紀の現実と捉える従来の研究を批判し、やはり証書に副署人（証人）として記名されるブルジョワを網羅的に把握する。そこから、有力ブルジョワ（「ブルジョワ・エリート」）が、副伯や陪審とかかわりなく、国王やエルサレム総大司教の家政役人として、都市行政を担っていたことを明らかにした上で、論者はその背景として、慢性的な臨戦態勢に置かれ、かつキリスト教徒戦士の常に不足するエルサレム王国では、とくに騎士層が頻繁に軍事行動のために都市を不在にすることから、ブルジョワが不可避免的に都市行政を担い、騎士不在時の都市防衛をも担ったのだと考える。このように圧倒的多数の異教徒住民をかかえ、臨戦態勢にある国家であるがゆえに、キリスト教徒社会の最下層であるブルジョワが国家（都市）統治の重要な役割を担ったこと、また戦士たる騎士貴族とは区別されるものの、一部上層ブルジョワは国王の側近として都市を越える活動範囲を示したこと、などを緻密な証書分析によって明らかにし、エルサレム王国におけるブルジョワを、王国統治を支える不可欠の非封建的ファクターの一つとして明確に位置づけたことは、論者の功績である。

第二部では聖地防衛に不可欠の存在となる騎士修道会について、とりわけ史料の豊かなヨハネ騎士修道会の成立時期とその要因を、同様に精緻な証書分析を通じて明らかにする。テンプル騎士修道会を含めた従来の研究は、両騎士修道会が諸侯領の獲得によって所領を拡大しつつも、教皇直属の自立的組織として国王との封建関係をもたなかったことから、これらを王国の政治構造の中に位置づけようと試みることはなかった。この点を批判しつつ論者は、一方で聖ヨハネ騎士修道会関係者が、少なくとも一定時期には国王宮廷会議に参加し、またその兵力が国王軍に加えられていたこと、テンプル騎士修道会の総長は1140年代以後、その大半が国王家政役人の出自であることから、両騎士修道会ともに、「封建王国」「聖地防衛国家」の両面においてエルサレム王国と結びついていたとし、ブルジョワと同様に非封建的ファクターとしての騎士修道会を封建王国エルサレムの統治構造内に位置づける。このような、聖地防衛団体としての機能をふまえたうえで、教皇直属組織という原則論的な性格規定ではなく、実際の国王宮廷との人的結合や、折々の政治状況における国王との関係をも視野におさめつつ、騎士修道会を国王を中心とする権力構造の中に位置づけることができたのは、先行研究に対する論者の功績である。またヨハネ騎士修道会の成立過程（軍事化）を解明するために論者が行った、城砦取得に関するきわめて精緻な考察は、ラテン・シリアにおける城塞集落に関する研究と評価しうる貴重な価値をもつものである。

第三部では、国王戴冠と司教任命による教会と王権の相互抑制作用を指摘するドデュラの研究を批判し、やはり証書史料分析により、総大司教以下の在俗教会と王権の関係を、時期的な段階を設けてその変化の中で再検討する。そこから明らかになるのは、王国初期の教会形成期における王権の積極的な関与、1130年代以後の教会の自立化、教皇庁の統制強化と王権の関与の後退、そしてとりわけ王家の男系血統が絶え、婚姻等によって女系に継承される場合などには、総大司教による国王戴冠は、抑制ではなく諸侯に対する王権の支持・強化を意味したこと等である。血統による王権の安定と教会組織の自立化は、両者の分離を促したものの、聖地防衛国家を軍事的統率者として維持すべき王権を支えるためには、教会は王権を積極的に支援したのである。論者によれば12世紀前半のうちに高位聖職者の国王宮廷会議への出席は稀になり、封建王国としての内政レベルでの王権との結合を弱めるが、軍事行動の他、使節としての奉仕、相互の紛争調停などが示すように、聖地防衛国家の維持という共通の目的のためには、教会と王権の結合はなお維持されていた。封建国家の中に教会が緊密に統合されていった西欧諸国と対比しつつ、エルサレム王国における教会と王権の関係を、相互の自立性と協働の両側面において特徴づけたのは論者の創見といえよう。

以上のように、なお純粹封建制論の影響を払拭していない従来の研究が、非封建的要素であるがゆえに、王国の統治構造に積極的に位置づけられなかったブルジョワ、騎士修道会、教会の三者を、聖地防衛国家としての王国維持のために不可欠な存在として考察し、その実態を徹底した証書史料の分析によって明らかにした本論文の功績はきわめて大きいといえる。証書研究によって論者は、年代記を中心とした事件史的な王国史叙述や、法書にもとづく静態的な王国像を克服し、この地で活動する様々な人間集団の具体的な日常の政治的（軍事的）行為を繰り返し見つめ直すことによって、従来のエルサレム王国像を格段にクリアなものとしたといえよう。西欧国家と全く異なる諸条件において構築されたこの王国の全貌を捉えるには、論者自身は未だ本格的に論じてはいない王権と世俗貴族・諸侯の関係についても、証書史料の分析を通じて再検討を行う必要があり、このことは論者自身が今後の課題としてしているとおりである。また「封建王国」「聖地防衛国家」の二元モ

デルも、ときにはやや強引な印象を与え、両者の関係については今少し緻密な説明が望まれる。

なおキリスト教世界の側の史料にのみ依拠したエルサレム王国像を、イスラム史料をふまえて相対化し、再構築することをも含めて、論者の研究がさらに進めば、エルサレム王国は西欧的な意味での王国ではなかったとの解釈もあり得るであろう。論者の研究成果は、そのような斬新な再解釈さえ予感させるものである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2002年1月21日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。